

鹿児島市と株式会社 PR TIMES との産業振興に関する連携協定書

鹿児島市（以下「甲」という。）と株式会社PR TIMES（以下「乙」という。）は、情報発信を通じた産業振興に関する取組について連携・協力することに關し、以下のとおり協定（以下「本協定」という。）を締結する。

（目的）

第1条 本協定は、甲及び乙が相互に連携・協力することにより、鹿児島市内のスタートアップを含む地元企業の情報発信を支援することで、鹿児島市の産業振興に取り組むことを目的とする。

（連携及び協力事項）

第2条 甲及び乙は、前条の目的を達成するため、次の事項について連携・協力する。

- (1) 鹿児島市内の企業の情報発信の支援に関するこ
- (2) 鹿児島市内の企業等における広報人材の育成等に関するこ
- (3) 鹿児島市の地域産業及び地域情報の発信に関するこ
- (4) その他甲及び乙が協議して必要と認める事項

2 前項に係る具体的な取組内容については、甲及び乙が協議して決定する。

（経費）

第3条 前条に定める事項に要する経費は、乙の協力により、原則として無償とする。なお、甲は、本協定の目的達成のため、金銭的な負担を伴わない範囲において、後援、広報、会場提供等の必要な協力をを行うものとする。

（有効期間）

第4条 本協定の有効期間は、本協定を締結した日から令和8年3月31日までとする。ただし、期間満了の1か月前までに、甲又は乙のいずれからも書面による特段の申し出がない場合は、有効期間満了の翌日からさらに有効期間を1年間継続し、以後も同様とする。なお、甲及び乙が合意する場合は、期間の見直しができるものとする。

（協定の見直し）

第5条 甲又は乙のいずれかが、本協定の内容の見直しを書面で申し出た場合は、甲及び乙は協議の上、内容の見直しができるものとする。

（秘密保持）

第6条 本協定の履行に際して知り得た相手方の秘密情報及び保有個人情報について、本協定有効期間中及び期間終了後も、法令に基づく開示の要請を受けた場合を除き、相手方の承諾なく第三者に開示、漏洩してはならない。また、本協定の履行目的以外に使用してはならない。

(協議事項)

第7条 本協定に定める事項に関する細目については、甲及び乙が協議して定めることとする。

2 本協定に定めのない事項又は本協定に定める事項に関し疑義等が生じたときは、甲と乙は誠意をもって協議し、これを取り決めるものとする。

上記の協定成立を証するため、本書2通を作成し、甲及び乙において記名押印の上、各自その1通を保有するものとする。

令和7年12月18日

甲 鹿児島市山下町11番1号
鹿児島市長

下鶴 隆央

乙 東京都港区赤坂1-11-44
株式会社PR TIMES
代表取締役社長

山口 拓己